

ホライズン・ヨーロッパへの準参加に伴う応募に関する国内指針

令和8年3月27日

ホライズン・ヨーロッパ国内推進準備委員会

1. 趣旨

令和7年12月、日本政府は、欧州委員会との間でホライズン・ヨーロッパ（以下「HE」という。）への準参加に関する協定について実質合意した。今後、同協定への署名を経て日本が正式にHEに準参加するために、日本政府及び欧州委員会の双方が必要な作業及び調整を現在進めている。日本政府としては、HEへの準参加を視野に、国内の潜在的な応募者（具体的には研究機関や企業の研究者であり、以下「国内の研究主体」という。）に対する適切な情報提供を行い、HEへの積極的な参加を促すとともに、その参加への検討状況や応募状況等を適切に把握する必要がある。

本指針は、これらに対応するため、HEの柱2への応募（具体的には各ワークプログラムに示されるコールの内、柱2に紐づくトピックとして公募されている研究課題等への提案であり、以下総称して「HEへの応募」等という。）に係る準備に向けた、日本国内のルールを申し合わせるものである。各府省、及び国内の研究主体は、この指針に基づき、適切に対処するものとする。

2. 国内の研究主体への情報提供

(1) 連絡窓口の設置

政府は、HEへの準参加の利益と有効性を向上させるために、国内の研究主体に対して応募内容の質の向上を目的とした相談、助言及び必要な支援を行うための連絡窓口（National Contact Point。以下「NCP」という。）を設置する。

(2) 国内の研究主体によるNCPへの連絡先の登録及び事前相談

HEへの応募を目指す国内の研究主体は、HEへの応募前に、NCPに連絡先を登録する。また、NCPに事前相談を行うことが推奨される。

① 連絡先の登録とは、HEに関する情報をNCPから受けるための連絡先を登録するものである。連絡先の登録により、国内の研究主体はNCPが行う各種広報活動、研究者等への情報提供を受けられるものとする。国内の研究主体は、応募如何に関わらず連絡先を登録するものとする。

② 事前相談とは、HEへの応募の検討状況を知らせるものであり、HE

へ応募する国内の研究主体は事前相談を行うことが推奨される。NCP は事前相談を行った国内の研究主体に対して、適切な助言及び必要な支援を行うものとする。

- ③ 今後、HE への準参加に関する日本政府と欧州連合双方による協定への署名がなされることが見込まれることを念頭に、令和8年1月1日から、国内の研究主体が準参加国の事業体としてHEに応募することが可能となっている。特に、協定の署名前にHEに応募する国内の研究主体は、必ずNCPに相談することとする。

3. 国内の研究主体の参加状況の把握

(1) NCP による参加状況の把握

NCP は、研究主体から受けた連絡先の登録及び事前相談を整理し、政府に随時報告するとともに、HE の国内推進準備委員会（以下「委員会」という。）等において定期的な報告を行う。

(2) HE への応募前の国内システムへの登録

HE に応募する国内の研究主体は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容に関する登録を行うものとする。また、e-Rad への登録の際は研究者が所属する機関等からの承認を経るものとする。

- ① 政府及びNCPは、e-Radにより国内の研究主体によるHEに対する応募件数・金額等を把握する。
- ② 国内の研究主体は、HEに応募する際に、所属する応募機関／法人が、同研究主体による法令などの遵守やそのために必要な支援を同研究主体に対して行うことを保証する旨の「機関／法人承諾書」（別添）を作成し、e-Radへの登録時に添付する。
- ③ 政府及びNCPは、「機関／法人承諾書」の添付を含むe-Radへの登録に関する不備を認識した場合には、当該研究主体に対応を促すものとする。

4. 採択状況に応じた応募に関する要請について

委員会は、NCP への事前相談状況、e-Rad への登録及び HE への応募の状況、及び欧州連合から入手できる国内の研究主体の採択状況等から、HE 応募の採択状況を総合的に確認する。その上で、日本からの当該年度の拠出額を超える採択が見込まれる等の場合には、当該年度予算に紐づく公募への、国内の研究主体による HE を通じた助成の対象となり得る応募についてしかるべき要請を行うことがある。

5. HE への応募が採択された場合に国内の研究主体が遵守すべき事項

- (1) HE への応募が採択された国内の研究主体は、日本の関連法令はもと

より、欧州連合との契約事項及び本指針を遵守することとし、日本の法令との抵触につき疑義があればNCPを通じ、政府に相談することを可能とする。

(2) 国内の研究主体は、欧州連合との契約期間中あるいは契約の終了後において、欧州連合等から監査や通告等を受けることがあれば日本の法令の範囲内で対応する。また、これらに関する連絡を受けた場合、国内の研究主体はその旨を速やかにNCPに連絡するものとする。NCPは当該状況を速やかに委員会に報告し、委員会は必要に応じて当該研究主体に直接連絡し、状況把握等を行うものとする。NCPは、監査及び審査並びに調査の対象となる組織や案件について、NCPとして把握している情報を委員会に提供するものとする。国内の研究主体は、NCP及び委員会の求めに応じ、又は自発的に、関連する情報を提供するものとする。

(3) 国内の研究主体は、研究期間中に定期的にその実施状況を、また研究期間終了後6か月以内にその終了報告を、NCPに行うものとする。また、NCP及び委員会から実施状況に関する確認・依頼等があった場合には、国内の研究主体は対応するものとする。

国内の研究主体は、研究期間終了後も、NCP及び委員会から研究成果等について確認を受けた場合には、適切に対応するものとする。

6. 国内指針を遵守しない場合への対応

上記2(2)及び3(2)を実施せずにHEに応募した国内の研究主体、上記4の要請に応じなかった国内の研究主体及び上記5を実施しなかった国内の研究主体は、応募に対する欧州連合による採択の如何にかかわらず、国内指針から逸脱したものと認識され、当該情報が、国内の公募実施事業者等に共有されるとともに、悪質な場合は公表される可能性がある。

附則

この指針は、HEの2026年度以降の予算に紐づく柱2の公募において、本指針の決定日から施行する。ただし、本指針の決定日において既に応募している場合については、本指針の決定日から3か月以内にNCPへの連絡及びe-Rad登録を行うことにより、本指針の上記2(2)及び上記3(2)を実施したものとみなす。

本指針は、状況に応じて随時改訂することとする。

機 関／法 人 承 諾 書 (案)

別添

関係当局 御中

令和 年 月 日

機関名/法人名：

所在地：

機関長名/代表者名：（役職及び氏名） 公印
（省略可）

本機関／法人に所属する下記の者が、ホライズン・ヨーロッパ・プログラム（Horizon Europe Programme）の下での公募に応募を予定していることについて、応募を承諾いたします。

また、応募が採択された場合には、国際共同研究の円滑な推進に向けて、下記の者が下記の事項を実施すること、本機関／法人がそのために下記の者に対して必要な支援を行うことをここに保証いたします。

記

- 研究課題名：（正式な課題名）
- 応募者氏名：（漢字氏名）（フリガナ）
- 所属部局名：（学部・研究科・センター名など）
- 職 名：（教授、准教授、研究員、部長、課長など）

保証事項

1. 国際共同研究の実施に要する合意文書や契約等の取り交し
2. 安全保障貿易管理や遺伝資源利用等、各種国内法令の遵守
3. 欧州連合との間の助成契約の遵守
4. その他、国際共同研究を実施するために必要な手続き等の実施

以上